

交 企 甲 達 第 6 3 号  
平 成 1 6 年 1 2 月 7 日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	160	長期
他	00	01	10	170	1年

石 川 県 警 察 本 部 長

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定並びに届出に関する事務  
取扱について（通達）

対号 昭和53年12月14日付、発交企第769号「緊急自動車  
及び道路維持作業用自動車の届出に関する事務処理について  
（通達）」

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第  
13条及び第14条の2の規定による緊急自動車及び道路維持作業用自動車  
（以下「緊急自動車等」という。）の石川県公安委員会の指定又は届出につ  
いては、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第1  
2号）によるほか、対号通達に基づき運用されていたところであるが、その  
適正な事務処理を図るため、対号通達を廃止し、平成17年1月1日から次  
のとおり行うこととしたので遺漏のないようにされたい。

記

1 緊急自動車等の指定申請（届出）受理時の対応

（1）指定申請（届出）書の受理

申請者から、緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請書（届出書）  
（細則様式第1の6、以下「申請書」という。）による申請がなされた場合  
の申請書の提出は、警察署長を経由して行うこととする。

なお、申請書の内容等に疑義がある場合には、受理前に交通企画課に問  
い合わせる事。

（2）新規登録のための指定申請（届出）については、使用の本拠地が県内  
ある場合は、いずれの警察署においてもこれを受理し審査（確認）するこ  
と。

2 指定申請（届出）時の各要件の確認

（1）申請書及び添付書類等の確認

申請書の受理にあたっては、下記に掲げる資料の提出を求めること。

- ア 自動車の車検証、写真（車両の持ち込みができない場合）等
- イ 業務委託契約書の写し（道路維持作業用自動車の届出で、民間業者からの申請の場合）

(2) 自動車を使用する者の確認

- ア 第13条第1項に掲げる自動車の指定申請（届出）は、その自動車の使用者
- イ 令第14条の2第1項第1号に掲げる自動車の届出は、その自動車の使用者
- ウ 令第14条の2第1項第2号に掲げる自動車の指定申請は、当該道路の管理者に該当するかを審査し、各条項記載の緊急自動車等を使用できる者の要件を充たしているか確認すること。

(3) 消防用自動車の確認

「消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの」は、令第13条第1項第1号に該当するものとして取り扱い、これらに該当しないものを令第13条第1項第1号の3に該当するものとして取り扱うこと。

(4) 警光灯、サイレン、黄色灯等の確認

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条に規定された緊急自動車が備えなければならない警光灯、サイレン及び車体塗色、第49条の2に規定された道路維持作業用自動車であることを他の車両に示すことができる、黄色灯火の基準充足の確認及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の2に規定する道路管理者が道路の損傷箇所等を確認するために使用する自動車の車体塗色について、確認すること。

3 指定申請（届出）受理から指定証（届出確認証）交付までの処理の流れ

(1) 新規登録に伴う申請（手順アからウに従って処理）

ア 運輸支局の新規登録手続き前の処理

(ア) 申請者から申請書1通（車台番号での記載）の提出を受けた警察署長（以下「署長」という。）は、当該車両の各要件を審査のうえ、指定申請書（届出書）の余白に「緊急自動車（道路維持作業用自動車）の届出について審査済みであることを証明する」の印を押し、審査済み証明書として申請者に交付する。

なお、移転登録に伴う申請の場合は、申請書の余白に「緊急自動車（道路維持作業用自動車）の届出があったことを証明する」の印を押し、届出証明書として交付する。

(イ) 車両の持ち込みが困難な場合の検査は、写真等により当該車両の構

造が明らかにできる場合は、添付写真等により、これに代えることができる。

(ウ) 申請者に対し、審査済み証明書を交付するとともに、陸運支局での自動車登録手続き終了後、警察署を窓口として公安委員会へ緊急自動車等として指定申請(届出)するよう教示すること。

イ 運輸支局への登録後(ナンバー登録後)の指定申請(届出)の受理時申請者から申請書2通(登録番号掲載のもの)及び自動車検査証の写し3部の提出を受けること、警察署長は、別記様式結果報告書とともに申請書1通及び車検証の写し2部並びにその他の添付書類を交通部交通企画課長に送付し、残り各1部を控えとして、警察署に保管すること。

ウ 交通企画課長からの指定証(届出確認証)の送付受理時

指定証(届出確認証)の写しを保管し、警察署に備え付けの緊急自動車(道路維持作業用自動車)届出指定台帳(以下「台帳」という。)に記載したうえで、先に交付した審査済み証明書と引き換えに届出確認証(指定証)の原本を交付し、申請車両に備え付けるよう教示すること。

## (2) 記載事項変更届け

ア 届出者から指定申請証(届出証)の記載事項変更届(細則様式第3)2通、及び添付書類(変更届出済み自動車車検証の写し2部、指定証《届出確認証》の原本)の提出を受け、記載事項の変更内容の確認を行うこと。

なお、その際、届出者に対し、指定証(届出確認証)の写しを当該車両に備え付けるよう教示すること。

イ 指定申請書(届出書)一通、添付書類(自動車車検証の写し1部及び指定証《届出確認証》の原本)を交通企画課長に送付し、残り各1部を控えとして警察署に保管すること。

ウ 交通企画課長から「変更済み指定証・届出確認証」が送付されてきたら、申請者に交付すること。

## (3) 再交付申請

ア 指定証・届出確認証再交付申請書(細則様式第4)2通及び添付書類(自動車検査証の写し)2部の提出を受け、再交付の理由を確認するとともに、交通企画課に指定証等交付の有無を確認すること。

イ 申請書類各1部を交通企画課長に送付し、残り1部を控えとして警察署で保管すること。

ウ 交通企画課長から「再交付指定証・届出確認証」が送付されてきたら、申請者に交付すること。

## (4) 指定証等返納

ア 指定証返納届書（細則様式第5）2通及び添付書類（指定証《届出確認証》の原本）の提出を受けるとともに、返納理由を確認する。

イ 指定証返納届出書1通と指定証（届出確認証）の原本を交通企画課長に送付し、残り1部を控えとして警察署に保管すること。

ウ 交通企画課保管の台帳から当該届出指定にかかる記載事項欄を抹消するとともに、警察署備え付けの台帳についても同様に抹消すること。

#### 4 報告様式について

警察署長から石川県公安委員会宛の報告様式を次のとおり定める。

(1) 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請（届出）審査（確認）結果報告書（別記様式第1）

(2) 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定証（届出確認証）記載事項変更届の受理について（別記様式第2）

(3) 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定証（届出確認証）再交付申請書の受理について（別記様式第3）

(4) 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定証（届出確認証）の返納について（別記様式第4）

#### 5 指定届出台帳の備え付けと保存期間について

(1) 指定届出台帳の備え付け

警察署に、別記様式第5「緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出指定台帳」を備え付けることとする。

(2) 保存期間

ア 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請書（届出書）1年未満

イ 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定証（届出確認証）記載事項変更届 1年未満

ウ 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定証（届出確認証）再交付申請書 1年未満

エ 緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定証返納書 1年未満

オ 緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出指定台帳 常用

別記様式第 1

交丙第 平成 年 月 日 号			
石川県公安委員会 殿			
警察署長			
緊急自動車 指定申請 審査 道路維持作業用自動車 届出 確認 結果報告書			
みだしの件について審査（確認）した結果は下記のとおりであるから報告する。			
届出・指定申請 年月日	平成 年 月 日		
申請者	住所 氏名		
区分	緊急自動車	道路維持作業用自動車	
	届出 指定	届出 指定	
道路交通法施行令該当条項	令第 1 3 条第 1 項	令第 1 4 条の 2 第 1 項	
	第 1 号 第 1 号の 2	第 号	
書類上の不備の有無	共通事項	指定申請書（届出書）の必要部数 自動車検査証の必要部数 指定申請（届出）自動車の写真 正確に記載されているか	有 無 有 無 有 無 適 否
	申請者	自動車の使用者	自動車の使用者 道路管理者
			道路管理者以外からの申請の場合委託契約書の有無 有 無
道路運送車両の保安基準に適合しているか	根拠条項	第 4 9 条	第 4 9 条の 2
	灯火	前方 3 0 0 m から点灯を確認できる 赤色灯設置の有無 有 無	黄色の点滅式灯火を車体の上部に設置し、周囲 1 5 0 m から点滅を確認できるか 適合 不適合
	サイレン	設置の有無 有 無	必要なし
	塗色	朱色の自動車 白色の自動車 塗色制限のない自動車	塗色制限のない自動車 車体の両側面と後面が白色の幅 1 5 0 mm の帯状、その他の部分が黄色
警察署長の意見		適合 不適合	
備考		（パトカー、除雪車等具体的に記載）	

- 注： 1 該当箇所の を赤 で囲むこと。  
 2                      箇所に必要事項を記入すること。

別記様式第 2

<p style="text-align: center;">石川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急自動車 指定証 道路維持作業用自動車 届出確認証</p> <p>みだしの件について、下記のとおり届出を受理したから報告する。</p>	<p style="text-align: right;">交丙第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p> <p style="text-align: center;">記載事項変更届の受理について</p>
届出年月日	平成 年 月 日
届出者	住所 氏名
指定書・届出確認証の 年月日及び番号	平成 年 月 日 交付 公安委員会 第 号
変更事項	自動車を使用する者の住所及び氏名 自動車使用の本拠の位置及び名称 その他( )
添付書類	自動車検査証 その他( )

- 注：1 該当箇所の を赤 で囲むこと。  
 2  箇所に必要事項を記入すること。

別記様式第3

<p style="text-align: center;">石川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急自動車 指定証 道路維持作業用自動車 届出確認証</p> <p>みだしの件について、下記のとおり申請を受理したから報告する。</p>	<p style="text-align: right;">交丙第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p> <p style="text-align: center;">再交付申請書の受理について</p>
申請年月日	平成 年 月 日
申請者	住所 氏名
指定書・届出確認書の 年月日及び番号	平成 年 月 日 公安委員会 第 号
再交付申請理由	紛失のため。 汚損（棄損）のため。 再交付後発見したため。 その他（ )

- 注：1 該当箇所の を赤 で囲むこと。  
 2  箇所に必要事項を記入すること。  
 3 申請受理時、交通企画課に指定（届出確認）の有無を確認すること。

別記様式第 4

<p style="text-align: center;">石川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急自動車 指定証 道路維持作業用自動車 届出確認証</p> <p>みだしの件について、下記のとおり返納を受理したから報告する。</p>	<p style="text-align: right;">交丙第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p> <p style="text-align: center;">の返納について</p>
返納年月日	平成 年 月 日
届出者	住所 氏名
指定書・届出確認書の 年月日及び番号	平成 年 月 日 公安委員会 第 号
返納の理由	廃車したため。 譲渡したため。 石川県の区域外に保管転換又は使用がえをしたため。 緊急自動車（道路維持作業用自動車）としての用途を廃止したため。 その他（ ）

- 注：1 該当箇所の を赤 で囲むこと。  
 2  箇所に必要事項を記入すること。



